

被災地で死亡した家畜の 円滑な処理を支援します

(1) 補助対象家畜

東日本大震災の影響により死亡した家畜の処理のうち、次の

①及び②を満たすもの。

- ① 市町村の実施する災害等廃棄物処理事業費補助金の助成対象とならない家畜の処理(※)
- ② 次のいずれかの原因により死亡した家畜の処理
 - ・ 畜舎倒壊による圧死等地震の直接的な被害
 - ・ 電力や飼料供給の不足
 - ・ ライフラインの損壊
 - ・ 飼養者の避難(福島第1及び第2原子力発電所事故のみによるものを除く。)

(2) 補助経費

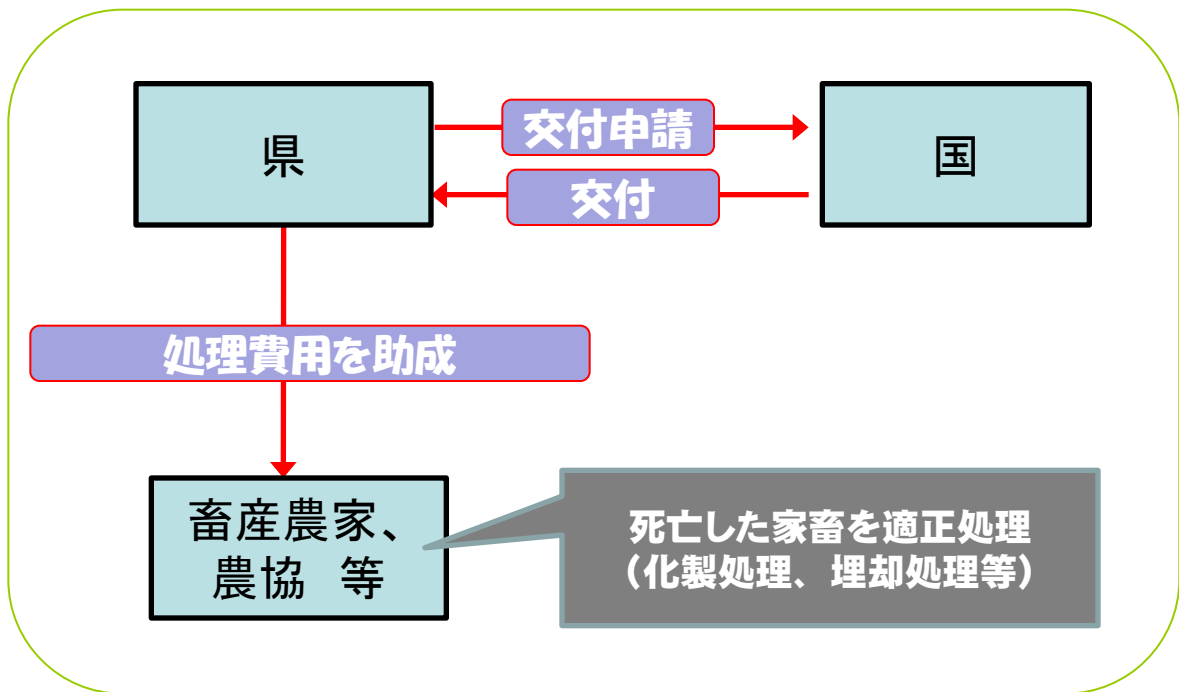
- ① 化製処理(輸送費、焼却費を含む。)
 - ・ 牛: 21,600円/頭
 - ・ 豚: 2,400円/頭
 - ・ 鶏: 54円/羽
- ② 埋却・焼却(輸送費、作業員賃金、重機借上費を含む。)
 - ・ 1/2以内

(3) 事業実施主体

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県

※ 市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象として死亡した家畜をがれき等と一緒に処分した場合は、本事業の対象とすることは出来ません。

事業の仕組み



Q & A

○事業に取り組むためには、どのような手続きが必要ですか。

→ 死亡した家畜の処分に困っている方は、最寄の農政局畜産課に本事業に参加したい旨をご相談ください。

○すでに処理を終えた家畜がいます。事業対象になりますか。

→ 県による確認があれば対象とすることができます。

お問い合わせ先

- ・ 東北農政局 生産経営流通部畜産課
TEL:022-221-6198
- ・ 関東農政局 生産経営流通部畜産課
TEL:048-740-0028
- ・ 農林水産省生産局 畜産部食肉鶏卵課 畜産副産物班
TEL:03-6744-2130